



## 心の絆ネットワークからのお知らせ

2026年4月

### ごあいさつ

今年の冬は、大雪の日や春のような温かい日や、大変変化の大きい季節となりました。皆様におかれましては、体調管理や健康づくりが大変ではなかったかと思えます。



さて、私たち心の絆ネットワークは、設立以来、人材育成や後見事業、学習会、情報収集発信等を進めてまいりました。設立当初の認知度は低く、協力理解を頂けることに多くの苦労をしておりましたが、昨今は徐々に活動への認識や理解、それにご協力を頂ける方も増え、社会的役割の一部を担えるように進化したものと思えます。しかし、その道のりはまだ長く、今後の社会情勢を考えると、さらなる努力が必要と考えます。多くの皆様のお力添えをいただく事で、一步一步進んでまいります。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

### 映画上映会とフォーラム 報告

6月、10月「だってしょうがないじゃない」の上映会を行いました。発達障害のある主人公まことさんの生活ぶりを淡々と追いながら、将来の住まい、親なきあとの課題など考えさせられる映画でした。映画のあと、監督とまことさんのオンライントークショー、心の絆ネットワークでの後見活動報告、被保佐人（当事者）のインタビュー（動画上映）を行いました。これまでフォーラム等で事例を紹介することはありましたが、実際に本人の生の声を紹介することは全く初めての試みでした。保佐人と出会う前の生活ぶりや困り事、保佐人が就いてからの生活ぶりや心境（「不自由な生活が始まった」そうです）など語ってくれました。



映画をきっかけにし「障害のある人のための後見セミナー」を7回行いました。

障害のある人のための後見とすることで、対象をしぼり法定後見について取り上げ、心の絆ネットワークが関わった事例を紹介しました。後見利用前の生活と後ではどう変わったか、親を亡くして途方に暮れていた事例がどういう変化があったかなどお伝えし、参加者と質問や意見をやりとり

りしながら進めました。このセミナーでもリアルな声としてインタビュー動画を活用しています。参加者の方たちには自分事としてとらえてもらえたようです。

## 成年後見 見直しへ

最近の新聞にも載っておりましたが、1月の法制審議会において要綱案がとりまとめられました。国会での民法改正を経て施行となるため、実際に変更となるのは数年かかると言われています。とはいえ、成年後見制度が大きく変わることになります。

- 「補助」への一本化 後見や保佐という類型はなくなる
- 必要なことだけ代理してもらう ⇒ その必要がなくなれば補助は終わる  
⇒ 一生やめられないのではない
- 補助人の交代が柔軟になる 不正や死亡、高齢以外の理由での交代が可能
- 申立すること自体、代理権や同意権の内容など、原則本人の同意が必要になる

これまで家族などが本人の同意を得ることなく申立をし、後見を利用することができました。類型は「後見」が圧倒的に多く、後見人がすべての権限をもつため、本人にとっては権利の侵害である（自己決定が必要以上に制限される）と国連からの勧告がありました。

補助であれば、あらかじめ必要な代理権や同意権を設定するため、すべてを補助人が代理するということはありません。必要なことだけ代理するため、例えば相続のために補助人をつけるので、相続が終われば補助の利用自体が終わるということです。

とはいえ私たちがこれまで関わってきた事例を振り返ると、相続のためだけ、何々のためだけに後見人をつけたいというケースはありません。多くは金銭管理ができない、介護・福祉サービスとつながる必要があるなど継続的なニーズであり、状況やニーズは変化していくものの支援が必要なくなることはまず考えられないです。

これまで後見制度を利用したくない人が多くいました。お金の管理以外何もしてくれない、必要なことにお金を使わせてくれない、後見人を代えてほしいと思っても、後見人等の交代ができなかったからです。今後は「本人の利益のために特に必要な場合」に交代可能の見込みです。例えば相続のため弁護士が後見人であったが、相続が終わり身上保護（見守り）中心に変わるため、弁護士から社会福祉士や親族へ変更ということが想定されます。

任意後見については、判断力が低下した後も任意後見監督人が選任されていない（任意後見が開始されていない）という課題がありました。今後、あらかじめ公正証書に「監督人をつけるための申立する人を指定」しておくことで、申立できる人の範囲を広げようと検討されています。任意後見人が申立を怠っても、公正証書で例えば姪の誰々、入っている施設の施設長などが申立できるとする、ということです。

## 後見活動報告 ～ Hさんのこと



Hさんは70代男性。高齢の母親がなくなり、一人っ子だったHさん 精神疾患があり、通常の生活は送れているものの、自宅の売却代金を自分で管理するのは難しく、「後見制度を利用してはどうか？」と「くらしサポートセンター」の相談支援員からアドバイスを受けました。

家庭裁判所へ後見申立をした結果、保佐類型となり本法人での受任が始まりました。早速お金の管理についてHさんと話し合いをしました。こづかいを月6万円でやってみよう(2万円を3回送金)と提案したのですが、渡した2万円はすぐになくなってしまい「通院費がないからお金を送ってよ」など毎回のよう電話がありました。たしかにあればすぐに全部使いお金の管理が難しいのです。収支表を書いて、使いたいだけ使ったらあと何年で貯金がなくなるかなど、言われるままには渡せないことを工夫して伝えるものの、Hさんは「私のお金でしょ、使わせてよ」と。

そんなHさんが去年から痩せてきておかしいと気づいた市民後見人が検診に付き添ってくれました。悪い予感が的中、がんの末期でした。「食べたいものを食べて、やりたいことをやって、しんどくなったら入院できますから」と主治医が言ってくれ、最期まで「何々が食べたい」とリクエストし、大好きなビールでなんとか口の中を湿らすこともできました。会いたい人も東京から駆けつけてくれ、再会も叶いました。

そして何よりもよかった！と思うのは、余命がわかる分、Hさんの意向に沿って万が一の準備を一緒に行うことができたことです。公正証書遺言をつくり、死後事務契約もまとめました。Hさんは信仰を持ったことで精神疾患があっても救われたと言い、この準備過程の中で生い立ちからこれまでのことをじっくり聴くことができ、本人のことをもっと深く知ることができました。年末にHさんは旅立ちしましたが、Hさんの思いを知り、形にすることでよりよい見送りができたと思っています。

Hさんは被保佐人として体験談のインタビューに応じてくれた方で、その動画を見るとHさんはまだ生きているように感じます。私たちの後見活動にとって、すごく大きな置き土産を残して逝ってくれました。



### ～支援者たちの声～



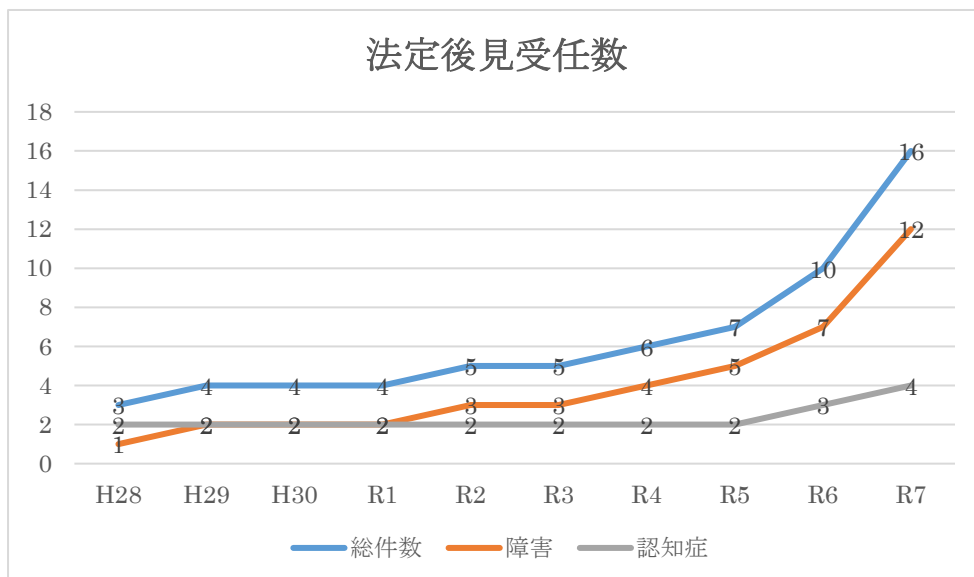
「最期の日々を共有できたこと、そのご縁に感謝しています」(Mさん)

「Hさんは入院していたとき、体はしんどくても、みんなに見守られてとても幸せだったと思うよ。」(毎日のように見舞いに行ってくださったOさん)

## 法定後見 受任状況

心の絆ネットワークが2011年9月に設立されて14年経ちました。当初、法定後見は認知症高齢者を想定していましたが、実際は障害のある人の受任が大半となっています。

令和7年2月現在、法定後見はのべ16件（後見9件、保佐5件、補助2件）現在は10件受任中です。



この数年は地域包括や相談機関、ケアマネジャー、障害の相談員からの相談がきっかけとなる事例が増えてきました。少しずつではありますが、法人の存在が認知され始めたのではないかと感じます。

世間では後見類型が圧倒的に多いと聞いていますが、私たちの場合は後見以外が増えている状況です。就労している障害のある人など自立した生活を送れているものの、手続きが放置されてきたケース、お金の管理が難しく大変な状況に陥っていたケースなど、本人に理解力がある程度あっても物事の見通しや手続き、お金の管理が難しく、その分困難な状況になっている方に直面しています。



### 事務局から

事務所を移転してもうすぐ1年になります。令和7年度は映画上映会、後見セミナーが続き、新規後見受任が6件ととても忙しい1年でした。あたらしい方との出会いもあり、充実した1年でした。しかし6年度には毎月行っていた「連続セミナー」が途絶えております。なかなかすべてに手が回っていない状況で反省です。8年度は総会の日（6月13日）に介護保険の勉強会を行う予定です。久しぶりのセミナーです、どうぞご参加くださいませ。

特定非営利活動法人 心の絆ネットワーク

広島市中区上八丁堀 7-10-403

TEL&FAX 082-221-8606

メール [info@cocoronokizuna.jp](mailto:info@cocoronokizuna.jp)

心の絆ネットワーク

